出雲崎町 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度~令和8年度)



目 次

| 1. 言 | 十画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|------|---|-----|
| 2. է | 出雲崎町の高齢者を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3. ե | 出雲崎町地域包括ケアシステム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 4. 笋 | 第8期計画の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 5. 匀 | 第9期計画の基本理念と施策体系 ・・・・・・・・・・・・ 1 | 2 |
| 6. 層 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開 ・・・・・ 1 | 4 |
| 7. 疗 | 施設整備方針 ············· 2 | 28 |
| 8. 笋 | 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定・・・・・・ 3 | 3 O |
| 9. 訁 | 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 10. | 第 9 期介護保険事業計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |

1. 計画の目的

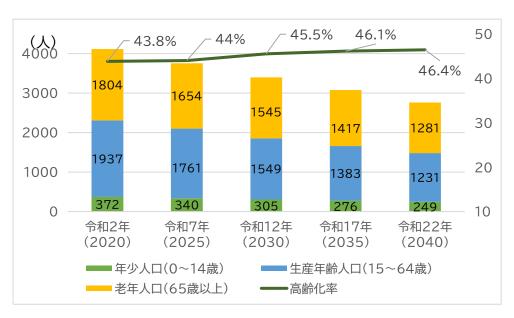
出雲崎町では、すでに総人口、高齢者人口ともに減少しています。2040年にかけて、人口減少がさらに進行していく見込みです。生産年齢人口、年少人口の割合は増えないことから、高齢化率はさらに上昇していくことになります。

しかし、高齢化率が高いことが悪いことではありません。歳を重ねることに 誇りをもち、高齢者が生き生きと輝き続けるまち出雲崎にしたい、という思い のもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、高齢 者の生活に対する不安を減らしていくことを目的とします。

2. 出雲崎町の高齢者を取り巻く状況

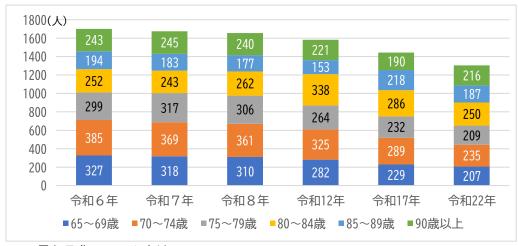
(1) 人口減少・少子高齢化

出雲崎町では、今後さらに人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。それにともない、介護サービスや地域を支える担い手が不足し、地域の活力が低下する懸念があります。



見える化システムより

令和2年までは国勢調査確定値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究 所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の推計値 高齢者人口はすでに減少していますが、第9期計画中は大きな減少はありません。しかし、令和8年度以降は大きく減少していくうえに、高齢者人口に占める80歳以上の方の割合がさらに大きくなっていきます。



見える化システムより

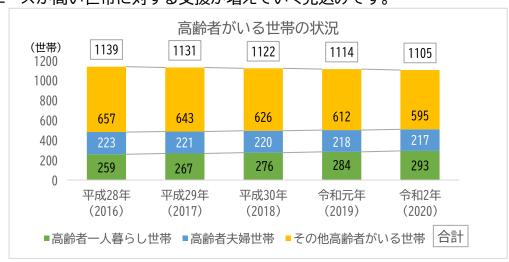
令和2年までは国勢調査確定値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の推計値

(2) 世帯構成の傾向、家族の形の変化

高齢者がいる世帯の推移をみると、一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の割合が増加していることがわかります。

一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の増加によって、移動や見守り、住まいなど様々な日々の支援ニーズが増えていくとともに、孤独死や消費者トラブルなどの不安に対する支援も必要になります。

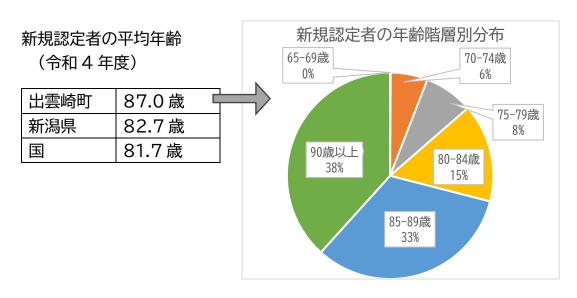
また、高齢者のみ世帯では老老介護の状況になることから、介護者への支援ニーズが高い世帯に対する支援が増えていく見込みです。



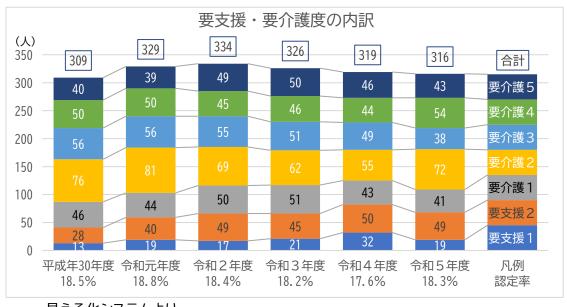
見える化システムより

(3) 要支援・要介護認定者の状況

令和4年度における町の初回要支援・要介護認定者の平均年齢は87.0歳で、県・国と比較し高い反面、認定率は17.6%で、県18.6%、国19%と比較し低くなっています。ここから、町の高齢者が自立して過ごせる期間が長いことが読み取れます。



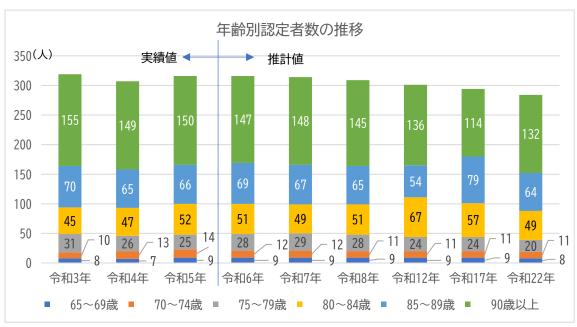
また、認定者が高齢なこともあり、平均要介護度は3.43で、県平均2.24に対し高くなっていることが特徴です。



見える化システムより

令和4年度までは各年度末、令和5年度は10月末時点の認定者数

今後は、高齢者数の減少とともに認定者数も減少していく見込みです。 町の高齢者が自立して過ごせる期間を延ばしながら、必要な方が必要なサービスを利用できる体制を整えていく必要があります。



※令和 4 年度までは各年度末、令和 5 年度は10月末時点の認定者数令和 6 年度以降は推計値

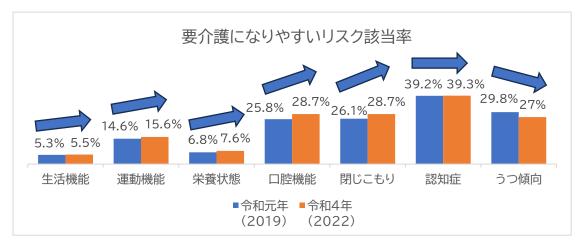
(4) 高齢者実態調査の結果 (令和4年度実施)

本計画策定の基礎資料とするため、以下の二つの調査を実施しました。

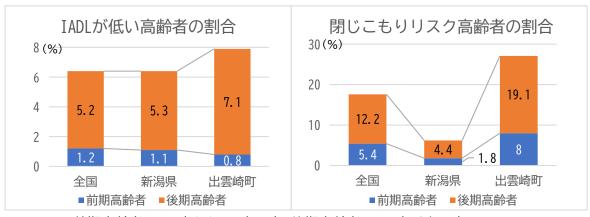
| | 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 |
|-------|---|---|
| 調査の概要 | 要介護状態になる前の高齢者 のリスクや社会参加の状況を 把握するもの | 本人・家族が在宅生活を続ける ためのサービスの在り方を考 えるため、生活の状況や課題を 把握するもの |
| 対象者 | 要介護認定を受けていない 65 歳以上の方(要支援認定 者、総合事業対象者を含む) | 65 歳以上で要支援・要介護認 定を受け、在宅で生活している 方 |
| 対象者数 | 1,518 人 | 182人 |
| 回答者数 | 1,263 人 | 161人 |
| 回答率 | 83% | 88% |

〇日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態につながる7種類のリスクの該当率を集計したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ほとんどのリスクで2019年の調査時よりも上昇しています。



また、各リスクについて町と国・県を比較した際、「IADLの低下」と「閉じこもりリスク」の割合が高いことが特徴です。



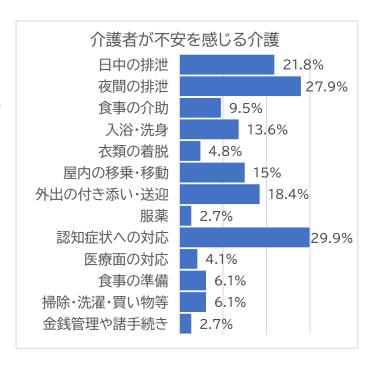
※ 前期高齢者は65歳から74歳の方、後期高齢者は75歳以上の方

IADL とは、掃除、洗濯、食事の準備、買い物、公共交通機関を使っての外出、電話対応などのコミュニケーション、予定管理や服薬管理など複雑な日常生活のことです。社会参加の機会や生きがい、役割が減少した方では、身体的・精神的に機能が低下していくため、閉じこもりのリスクが高くなってしまいます。地域の中で、役割や生きがいを持って暮らすこと、それぞれに合った参加する場があることが必要になってきます。

〇在宅介護実態調査

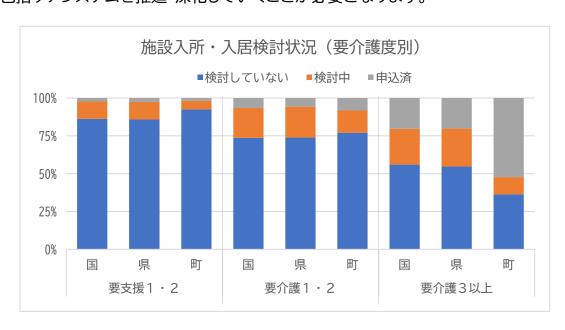
要介護認定者を介護する家 族介護者の年齢は60代以上 の方が75%を占め、高齢者が 高齢者を介護している世帯が ほとんどでした。

そのためか、在宅生活の継続にあたり介護者が不安に感じる介護では、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」が上位を占めました。



また、施設入所・入居の検討状況を国・県と比較すると、要支援1・2、要介護1・2 の方では入所・入居は検討していないと回答した方の割合が高く、要介護3以上 の方ではすでに施設入所の申し込みが済んでいる方の割合が高いことが特徴的で した。

特に一人暮らしの要介護3以上の方では、すでに申し込みが済んでいる方の割合が多かったため、一人暮らしであっても自宅で望む暮らしが続けられるように地域包括ケアシステムを推進・深化していくことが必要となります。



3. 出雲崎町地域包括ケアシステム

- (1)2025年、2040年を見据えた中長期的な将来像
 - ・地域で支え合いながら、
 - ・医療・介護が必要になっても安心して生活でき、
 - ・高齢者が誇りをもって私の暮らしを続けられる

出雲崎町の地域包括ケアシステム

地域の助け合い十専門職のサービス=いつまでも私らしい暮らし

次の視点を様々な関係者で共有し、町全体を一つの日常生活圏域と 設定し、限られた資源のなかでも町の強みを活かしながら「出雲崎町版地 域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1 顔の見える関係のなかで、暮らす安心感を高めます

視点2 高齢者が活躍できる場の整備を進めます

視点3 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます



病気になったら

医療

かかりつけ医に通院、必要に応 じて入院や訪問診療、訪問 看護などの在宅支援を受 けることができます。

連携の強化

介護が必要になったら

護



介護サービスを利用しながら 生活ができます。状態に応じて 施設を利用するともできます。

私の暮らし



訟

相談によって 暮らしの不安 を減らすこと ができます。



いつまでも元気で 暮らすために 介護予防

それぞれの健康状態に合わせた 参加や取り組みを行うことで、 自分らしい暮らしが長く続けら れるようにします。

活動と参加

困った時は おたがいさまの町に

生活支援

地域ぐるみの支え合いを拡げる ことで、誰もが安心して暮らせる まちづくりを目指します。

(2)状態別に見た地域包括ケアシステム

◎自分の暮らしが送れている時

- ・身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験を活かし、ボランティアや 有償の活動に取り組むことができます。
- ・医療や介護が必要になった時のため に、必要な情報や相談窓口を知り備え ます。



◎心や体に変化を感じたとき

- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に 相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアやサービスなど多様な主体から受けることができます。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。

◎医療や介護が必要になった時

- ・本人の状態や希望に合わせて、介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も 在宅での生活を続けることを支援しま す。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族 の居場所、介護者支援があります。





4. 第8期計画の評価

出雲崎町の第8期計画(計画期間:令和3(2021)~令和5(2023)年度)における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

(1) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 現状値 | 結果 |
|--------|-----------|--------|--------|-----|
| 高齢者の生き | 生きがいがあると感 | 57.4% | 57.7% | 達成 |
| がいづくり | じている高齢者の割 | (令和元年度 | (令和4年度 | |
| | 合の上昇 | 調査結果) | 調査結果) | |
| 地域活動への | 週に1回以上活動に | 63.4% | 62.4% | 未達成 |
| 意識づくり | 参加をする高齢者の | (令和元年度 | (令和4年度 | |
| | 割合の上昇 | 調査結果) | 調査結果) | |

第7期計画期よりも生きがいを持って生活されている方の割合が増えましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限や自粛が影響したためか週に1回以上活動に参加する高齢者の割合は減少しました。特に、趣味・学習・教養の活動では大幅な減少が見られています。今後、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

(2)高齢者の福祉を支える事業の推進

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 現状値 | 結果 |
|--------|-----------|---------|---------|----|
| 日常生活での | 地域リハビリテーシ | 0 🛛 | 29回 | 達成 |
| 重度化防止 | ョン活動支援事業に | (令和2年度) | (令和5年度) | |
| | よる専門職派遣 | | | |
| 高齢者や家族 | 自立支援型地域ケア | 0 🛮 | 10 🛽 | 達成 |
| を支える体制 | 会議の開始 | (令和2年度) | (令和5年度) | |
| づくり | | | | |

地域リハビリテーション活動支援事業により専門職の派遣を行うことで、生活の中のつまずきに対して早期に対応が可能になりました。 また、地域ケア会議では、介護が必要になっても安心して在宅生活が継続できるよう、地域づくりの視点も含めた事例検討を行い、ご本人と家族が無理なく生活を続けていける体制を目指しました。

(3)地域支援事業と介護予防・健康づくりの推進

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 現状値 | 結果 |
|------------|-----------|---------|---------|----|
| 介護予防と高 | 新規要支援·要介護 | 83.2 歳 | 87.0 歳 | 達成 |
| 齢者の健康づ | 認定者の平均年齢の | (令和2年度) | (令和4年度) | |
| < <i>い</i> | 上昇 | | | |
| 地域包括支援 | 地域包括支援センタ | 1,713件 | 2,594件 | 達成 |
| センターの周 | 一への相談件数の増 | (令和2年度) | (令和4年度) | |
| 知 | 加 | | | |

要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢は延伸し、介護予防の取り組みには一定の効果が見られました。また、地域包括支援センターの周知が図られたことで相談件数が増加し、高齢者や家族の生活の負担に対応ができたことも新規要支・要介護認定者の平均年齢の上昇につながったと考えられます。

今後は、自分らしい暮らし継続のため「セルフマネジメント」の考え方を普及していく必要があります。

(4)多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 現状値 | 結果 |
|--------|-----------|---------|---------|----|
| 医療と介護の | 救急医療情報キット | 0 世帯 | 410世帯 | 達成 |
| 連携 | の配備開始 | 0人 | 582人 | |
| | | (第7期中) | (第8期中) | |
| 地域住民の助 | おたがいさまの有償 | 0 か所 | 1か所 | 達成 |
| け合い・支え | ボランティアの立ち | (令和2年度) | (令和5年度) | |
| 合い | 上げ | | | |

一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴う課題について、医療と介護に関わる多職種で話し合いを重ね、連携を強めながら、意思決定支援や緊急時の対応を検討し対応しました。

また、生活支援の検討の中で「地域の支え合いが必要では」という住民の意見をもとに、おたがいさまの助け合いを行う有償ボランティアが立ち上がりました。

(5)認知症総合支援事業の推進

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 達成値 | 結果 |
|--------|-----------|---------|---------|-----|
| 認知症相談窓 | 認知症の相談窓口を | 39.0% | 37.6% | 未達成 |
| 口の周知 | 知っている人の割合 | (令和元年度 | (令和4年度 | |
| | | 調査結果) | 調査結果) | |
| 認知症の理解 | 計画期間中の認知症 | 146人 | 76 人 | 未達成 |
| 促進 | サポーター養成講座 | (第7期合計) | (第8期合計) | |
| | の受講者の増加 | | | |

認知症に関する相談の早期開始を目的とした窓口の周知と認知症の人とその家族が暮らしやすい地域づくりを行うための認知症の理解促進について取り組みましたが、コロナ禍において講座の開催ができなかったこともあり、目標を達成することはできませんでした。

今後は「共生」と「予防」を重視し、認知症になっても暮らしていけるまちづくりに 取り組んでいく必要があります。

(6)介護サービスの充実と基盤の整備

【指標の達成状況】

| 取組 | 評価指標 | 基準値 | 達成値 | 結果 |
|--------|-----------|----------|---------|-----|
| 介護サービス | ケアプラン点検の実 | 10 回/年 | 10 回/年 | 達成 |
| の質の向上 | 施 | | | |
| 介護人材の確 | 人材確保補助金の支 | 2,065 千円 | 933 千円 | 未達成 |
| 保 | 給の維持増加 | (第7期合計) | (第8期合計) | |

介護保険制度の持続可能性を高めるため、給付の適正化、介護人材の確保に取り組みました。ケアプラン点検では、点検だけでなく事例検討も行うことで在宅生活の限界点の引き上げやケアマネジャーの資質向上を図りました。

介護人材の確保はますます厳しい状況になってきています。補助金の支給にとどまらず、事業所の運営指導を行うことで就労継続のための支援を行いました。

今後、高齢者人口が減少していくに伴い、サービスの利用者が減少していくこと になりますが、要介護者が安心して在宅生活を継続できるよう先を見据えながら 体制整備に努めます。

5. 第 9 期計画の基本理念と施策体系

(1)計画の基本理念

いままでも、これからも、私らしく暮らし続けられる出雲崎

~年を重ねることに誇りを持ち、いきいき輝く高齢者~

高齢化していく人や社会を誰もが明るく前向きに捉え、住民が安心して暮らし、年を重ねることに誇りを持てるような出雲崎町を目指すため、町をひとつの日常生活圏域と設定し、ご本人やご家族、専門職など様々な主体が協力し合うためこの基本理念を定めます。

(2)施策の体系

基本理念を実現するため、次の3つの柱をもとに施策を展開します。

柱①「誇りある人生」

- ・高齢者一人ひとりが自分に合った場に参加し、活躍している
- ・要介護状態等になっても、自分の目指す暮らしのために状態の改善や重 度化防止に取り組んでいる

柱②「自分らしい暮らし」

- ・高齢者が認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた自宅等で自分らしく暮らし続けている
- ・一人暮らしや高齢者のみ世帯になっても、安心して生活ができている

柱③「暮らし続けられるまち」

- ・自助・互助・共助・公助がバランスよく連携している
- ・必要なサービスが将来にわたって提供できる体制が整っている

L١ ま までも、 これ からも、 私らしく暮らし続けられる出雲崎

柱①誇りある人生

- ・高齢者一人ひとりが自分に合 った場に参加し、活躍している
- ・要介護状態になっても、自分 の目指す暮らしのために状態の 改善や重度化防止に取り組んで いる

柱②自分らしい暮らし

- ・高齢者が認知症や要介護状 態になっても、地域に支えら れながら住み慣れた自宅等で 自分らしく暮らし続けている
- できている

認知症になっても地域で暮 らし続けられる

・一人暮らしや高齢者のみ世 帯になっても安心して生活が

> 果的に提供されている 高齢者の権利・利益が擁護

適切な認定のもと、状態に

応じて必要なサービスが効

されている

|災害や感染症への備えがで きている

高齢者の多様なニーズに対 し、多様な職種や主体が連 携し支援している

介護人材が確保され、働き 続けられる

サービス提供体制が確保さ れている

柱③暮らし続けられるまち

- ・自助、互助、共助、公助がバ ランスよく連携している
- ・必要なサービスが将来にわた って提供できる体制が整ってい る

それぞれのライフスタイル に合わせて社会参加を行っ ている

住民が介護予防・健康づく りに取り組み、望む生活の 継続ができている

今まで通りにいかなくなっ たときにも、望む暮らしの 再獲得が可能になっている

高齢者が安心して暮らすこ とのできる住まいと環境が 整っている

高齢者や介護者の様々な困 りごとが身近な場所で相談 されている

6. 高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画の施策の展開

柱①誇りある人生

- ・高齢者一人ひとりが自分に合った場に参加し、活躍している。
- ・要介護状態になっても、自分の目指す暮らしのために状態の改善や重度化防止に 取り組んでいる

施策目標 事業 地域コミュニティセンター事業 地域介護予防活動支援事業(通いの場) 公民館事業 各種教室〈教育委員会〉 それぞれのライフス タイルに合わせて社 老人クラブ活動費補助金〈社協(福祉係)〉 会参加を行っている デマンド交通運行費補助〈総務課〉 福祉タクシー・バス利用料助成【拡充】 支え合い体制推進事業(社協(福祉係)) スポーツ・健康マイレージ事業〈保険健康係〉 転倒予防教室〈保険健康係〉 住民が介護予防・健 康づくりに取り組 保健関連事業〈保険健康係〉 み、望む生活の継続 ができている 高齢者パワーアップ事業 地域リハビリテーション活動支援事業 今まで通りにいかな くなったときにも、 介護予防・生活支援サービス事業 望む暮らしの再獲得 が可能になっている 包括的支援事業【拡充】

高齢者が、年齢を重ねることによって心身の機能が低下してきたとしても、 毎日の生活を活動的に送り、誰かに必要とされる充実感や人とのつながりによ り、自分らしく誇りある豊かな人生を送り続けられる地域を創っていきます。

【確認する指標】

| 目指す姿 | 指標 | 資料 |
|---------------|--------------|----------|
| それぞれのライフスタイルに | 週に1回以上活動に参加し | 介護予防・日常生 |
| 合わせて社会参加を行ってい | ている高齢者の割合 | 活圏域ニーズ調査 |
| ৱ | | |
| 住民が介護予防・健康づくり | 健康寿命、平均自立期間 | KDB |
| に取り組み、望む生活の継続 | 主観的健康観 | |
| ができている | | |
| 今まで通りにいかなくなった | 新規要支援・要介護認定者 | KDB |
| ときにも、望む暮らしの再獲 | の1年度の重度化率 | |
| 得が可能になっている | | |

【強化する事業】

| 分類 | 事業名 | 内容 | 方針 |
|----|------------------------|---|--|
| 拡充 | 福祉タクシー ・バス利用料 助成 | 交通手段を持たない高齢者の 外出を支援するため、タクシ ー・バス利用券を交付してい ます。定期受診をしている方 には、年度に1回に限り追加 交付が可能です。 | 令和6年度から 町外医療機関を月に1 回以上、定期通院する 方に1万5千円を追加 交付します。 さらに、デマンド交通 で利用券が使えるよう にします。 |
| 拡充 | 包括的支援事 業 | 今後の高齢化の進展や家族形態の多様化等に伴って増加する、複雑かつ複合的な課題を抱える高齢者や家族、地域からの相談に対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化を図ります。 | 令和6年度から総合相 談事業の一部委託を実 施し、より細やかな相 談支援が可能になるよ うに努めます。 |

【その他の事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|------------|--------------------------------|
| 地域コミュニティセ | |
| ンター事業 | - 過ごしながら活動を行うことで介護予防に取り組み、寂 |
| | しさの解消を図ります。ふれあいの里で行う「生きがい |
| | デイサービス」と、歩いて行ける地域の集会場で住民が |
| | 主体となって運営する「地区サロン」があります。 |
| 地域介護予防活動支 | 地域の助け合いを通して介護予防の活動につながるよう |
| 援事業(通いの場) | に、住民が主体となって運営する居場所を提供していま |
| | す。現在「八手の茶の間」と「新津邸の茶の間」があり |
| | ます。 |
| 公民館事業・各種教 | 体力づくりや趣味の活動など、各種活動を支援する教室 |
| 室 | を行います。 |
| 老人クラブ活動費補 | 友愛活動や奉仕作業などを行う老人クラブの活動に補助 |
| 助金 | することで、活動の支援を行います。 |
| デマンド交通運行費 | 町が行う外出支援のための公共交通です |
| 補助 | デマンドとは、「予約に応じて」という意味です。 |
| | 利用者からの予約があれば運行する「乗合」の公共交通 |
| | です。 |
| | 同じ便の予約者をそれぞれ迎えに行き、それぞれの目的 |
| | 地まで送ります。 |
| 支え合い体制推進事 | 有償ボランティア「出雲崎たすけ愛隊」の活動を推進す |
| 業 | ることで、社会参加の場づくりを行うとともに、住民同 |
| | 士の助け合いの活動を支援します。 |
| スポーツ・健康マイ | 町の健康づくりに資する活動に参加された方にポイント |
| レージ事業 | を付与し、自らの介護予防及び健康増進に取り組みやす |
| | い環境を整備します。 |
| 転倒予防教室 | いつまでも自分の足で歩けるように、地域の仲間と楽し |
| | <運動する場を提供します。定期的に運動指導員による |
| | 指導を行い、運営継続を支援しています。 |
| 保健関連事業 | 住民の健康づくりを支援するために、特定健診等実施計 |
| | 画・データヘルス計画に基づき、各種健(検)診、保健指 |
| | 導、健康教育を行います。 |
| | また、町保健師が中心となって高齢者の保健事業と介護 |
| | 予防の一体的実施に取り組みます。 |

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------|---------------------------|
| 高齢者パワーアップ | 運動指導員による指導のもとマシントレーニングを行う |
| 事業 | ことで、体力の維持・向上を目指す機会を提供します。 |
| | 月、火曜日:ふれあいの里リハビリ室 |
| | 水〜金曜日:町民体育館トレーニング室 |
| 地域リハビリテーシ | 高齢者の自立した生活に向けた助言や指導を行うため |
| ョン活動支援事業 | に、医療・介護分野の専門職を派遣し訪問指導を行いま |
| | す。 |
| 介護予防・生活支援 | 総合事業対象者、要支援認定者の方に必要な支援を行う |
| サービス事業 | ことで、状態の悪化防止や生活行為の再獲得を目指しま |
| | す。当町では従前相当の訪問・通所と通所型サービスA |
| | を実施しています。 |
| | ・通所型サービスA「しゃきっと」へ、理学療法士を派 |
| | 遣し、心身機能の回復を図ります。 |
| | ・通所型サービスA「いこうて」は、利用者が少ない状 |
| | 況が続いているため、今計画中に今後の在り方につい |
| | て検討を行います。 |

柱②自分らしい暮らし

- ・高齢者が認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた自 宅等で自分らしく暮らし続けている。
- ・一人暮らしや高齢者のみ世帯になっても、安心して生活ができている。

施策目標事業

地域リハビリテーション活動支援事業 ※再掲

高齢者お弁当配達事業〈保険健康係・社協〉

緊急通報体制等整備事業

見守り訪問サービス事業

寝たきり老人等寝具消毒乾燥援助事業

紙おむつ支給事業

老人日常生活用具給付事業

補聴器購入費補助金事業〈福祉係〉

生活支援型短期入所事業

救急医療情報キット配布事業

住宅リフォーム助成金事業〈建設課〉

安心住まいる補助事業 〈福祉係・介護高齢係〉

生活支援体制整備事業【拡充】

・生活支援体制整備講演会

緊急通報体管

高齢者が安心して暮らすことのできる住まいと環境が整っている

施策目標事業

生活支援体制整備事業 【拡充】

・生活支援コーディネーター設置

在宅医療・介護連携推進事業【拡充】

・医療介護連携コーディネーター設置

高齢者や介護者の 様々な困りごとが身 近な場所で相談され ている 包括的支援事業【拡充】※再掲

家族介護者教室

もの忘れ・こころの相談会〈保険健康係〉

認知症初期集中支援推進事業

認知症簡易検査

認知症地域支援・ケア向上事業【拡充】 ・認知症地域支援推進員設置

認知症普及啓発事業

認知症支援地域づくり検討会 -----

成年後見制度利用促進事業〈福祉係〉

地域ケア会議

寝たきり老人等介護手当支給事業

介護認定業務

介護(介護予防)サービス給付

介護予防・生活支援サービス事業 ※再掲

給付適正化事業

認知症になっても地 域で暮らし続けられ る

サービスが効果的に 提供されている

適切な認定のもと、

状態に応じて必要な

本人が最期まで望む「私の暮らし」を続けていけるよう、医療・介護・福祉 が連携する体制を構築します。また、家族介護者等の心身及び経済的負担を軽 減する支援策を充実させ、本人と家族介護者双方の暮らしを守ります。

【確認する指標】

| 目指す姿 | 指標 | 資料 |
|--------------|-------------|-----------|
| 高齢者が安心して暮らすこ | 主観的健康観 | 介護予防・日常生活 |
| とのできる住まいと環境が | 主観的幸福感 | 圏域ニーズ調査 |
| 整っている | たすけ愛隊の利用者数、 | 実績報告 |
| | 利用実績 | |
| 高齢者や介護者の様々な困 | 地域包括支援センターへ | 実績報告 |
| りごとが身近な場所で相談 | の相談件数 | |
| されている | 認知症の相談窓口を知っ | 介護予防・日常生活 |
| | ている人の割合 | 圏域ニーズ調査 |
| 認知症になっても地域で暮 | 在宅生活を送る要介護認 | 介護保険システム |
| らし続けられる | 定者の認知症自立度のⅡ | |
| | 以上方の割合 | |
| 適切な認定のもと、状態に | 地域ケア会議検討件数 | 実績報告 |
| 応じて必要なサービスが効 | 施設入所検討率 | 在宅介護実態調査 |
| 果的に提供されている | | |

【強化する事業】

| 分類 | 事業名 | 内容 | 方針 |
|----|--------|------------------|----------|
| 拡充 | 生活支援体制 | 高齢者の暮らしに関する多様な困り | 講演会を年度に1 |
| | 整備事業 | ごとや不安に対応するため、町にあ | 回開催します。 |
| | | る資源を活用し、足りないもの創意 | |
| | | 工夫を行いながら、支え合いの仕組 | 第9期計画期中に |
| | | みづくりを行います。 | 町と地域包括支援 |
| | | ・生活支援体制整備事業講演会 | センターに生活支 |
| | | 講演会を開催することで、地域の体 | 援コーディネータ |
| | | 制づくりに向けた意欲の醸成を図り | 一を設置し、2名 |
| | | ます。 | 体制にします。 |
| | | ・生活支援コーディネータ―の設置 | |
| | | 地域の支え合いの仕組みづくりを行 | |
| | | うコーディネーターを増員します。 | |

| 分類 | 事業名 | 内容 | 方針 |
|----|--------|-------------------|----------|
| 拡充 | 在宅医療・介 | 疾病を抱えても療養しながら自分ら | 第9期計画期中に |
| | 護連携推進事 | しく暮らし続けられるように、本人や | 地域包括支援セン |
| | 業 | その家族をサポートしていく在宅医 | ターに医療介護連 |
| | | 療・介護連携の体制づくりを行いま | 携コーディネータ |
| | | ुं के ∘ | 一を設置します。 |
| | | ・医療介護連携コーディネーター設置 | |
| | | 医療ニーズのある在宅療養者に対し | |
| | | 医療と介護間の必要な調整を行うコ | |
| | | ーディネーターを新たに設置します。 | |
| 拡充 | 認知症地域支 | 認知症の人が住み慣れた地域で安心 | 第9期計画期中に |
| | 援・ケア向上 | して暮らし続けるため体制づくりを | 認知症地域支援推 |
| | 事業 | 行います。 | 進員を町と地域包 |
| | | ・認知症地域支援推進員の設置 | 括支援センターに |
| | | 現在、役場に1名設置していますが | 設置し、2名体制 |
| | | 増員することで認知症の方への支援 | にします。 |
| | | を強化します。 | |

【その他の事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------|---------------------------|
| 高齢者お弁当配達事 | 高齢者の食の支援のため、火曜日と木曜日にお弁当を配 |
| 業 | 達します。配達ボランティアによる配達時安否確認も行 |
| | い、地域とのつながりを継続できるように支援します。 |
| 緊急通報体制等整備 | 一人暮らしや高齢者のみ世帯の安否確認・見守り体制を |
| 事業 | 地域の見守りの中で構築するために、緊急通報装置の貸 |
| | 与を行っています。 |
| | 高齢化の進行により、地域での見守り体制が継続できな |
| | い事例が見られるようになっていることから、今計画期 |
| | 中に今後の在り方を検討します。 |
| 見守り訪問サービス | 孤立しがちな高齢者の一人暮らしの方に対し、日本郵政 |
| 事業 | が行う見守り訪問サービスの利用料を補助します。 |
| | 利用者が少ない状況が続いているため、今計画期中に見 |
| | 直しを行います。 |

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------------|--|
| 寝たきり老人等寝具 消毒乾燥援助事業 | 寝たきりの要介護者や一人暮らし高齢者の寝具をクリーニングすることによって、保健衛生の向上を図り、在宅生活を快適に過ごせるように支援します。 |
| 紙おむつ支給事業 | 常時おむつを使用している方に対し、おむつの購入助成 を行うことで、排泄の心配や家族介護者の介護負担及び 経済的な負担の軽減を図ります。 |
| 老人日常生活用具給付事業 | 痰の吸引機を貸与することで、必要な処置を受けながら 在宅生活を継続できるように支援します。 |
| 補聴器購入費助成事業 | 補聴器の購入費を助成することで、コミュニケーション の支援や参加の促進を図り、在宅生活の困り感の軽減を 図ります。 |
| 生活支援型短期入所 事業 | 要支援・要介護認定を受けていない方が、療養や家族の不在などにより一時的に自宅で生活することが困難になった際に、介護認定がなくても短期入所サービスを利用できるようにすることで、在宅生活を安心して継続できるように支援します。 |
| 救急医療情報キット 配布事業 | 救急車要請時に必要な情報を把握しやすくすることで迅 速な搬送を可能とし、命を守るために 65 歳以上の方に キットの配布を進めています。 |
| 住宅リフォーム助成 金事業 | 高齢者が自宅のバリアフリー化などの改修を行う際に、 かかる経費の一部を補助することで経済的な負担軽減を 図ります。 |
| 安心住まいる補助事業 | 高齢者や障害者が心身の状況に合わせた自宅の改修を行う際に、かかる経費の一部を補助することで経済的な負担軽減を図ります。 |
| 家族介護者教室 | 認知症や疾病等により要介護状態となった高齢者を介護 する家族の支援のため、介護技術の学習の機会や家族介 護者相互の交流の機会を提供します。 |
| もの忘れ・こころの 相談会 | 住民が抱える心配事について相談できる場を提供することで、早期に支援者につながり安心して暮らせるように 支援します。 |

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------|---------------------------------|
| 認知症初期集中支援 | 認知症が疑われる人やその家族を医療・介護の専門職で |
| 推進事業 | 構成されるチームが支援することで、認知症の進行によ |
| | り本人が自信を喪失したり、地域で社会的なつながりを |
| | 失わずに暮らし続けられるようにします。 |
| 認知症簡易検査 | タブレットを活用した認知症簡易検査により認知機能低 |
| | 下の早期発見ができ、必要な支援につながりやすくしま |
| | ुं के ∘ |
| 認知症普及啓発事業 | 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温か |
| | く見守る住民や関係者を増やすために、認知症サポータ |
| | 一の養成や各種普及啓発を行います。 |
| | 町では、幼児期から中学生の子供たちへ高齢者との交流 |
| | 活動を通した認知症教育を行うことで、知識だけでなく |
| | 経験をもとに相互理解を深められるよう取り組みます。 |
| 認知症支援地域づく | できるだけ認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっ |
| り検討会 | ても本人や家族の視点を大切にしながら安心して暮らし |
| | 続けられるまちにするため、認知症施策に関する状況確 |
| | 認や評価を行い、より効果的な施策について検討しま |
| | ु च े |
| 成年後見制度利用促 | 成年後見制度の費用を負担することが困難である者に対 |
| 進事業 | し、町の費用助成により成年後見制度の適切な利用を推 |
| | 進します。 |
| | また、成年後見制度に関する専門相談や普及啓発を担う |
| | 中核機関の在り方を検討していきます。 |
| 地域ケア会議 | 本人の有する生活機能の維持・改善が図られるよう、多 |
| | 職種の視点で課題解決を目指す「自立支援型地域ケア会 |
| | 議」と、高齢者の生活を支える地域力の強化により在宅 |
| | 生活の継続を目指す「地域ケア個別会議」の2種類の地 |
| | 域ケア会議を行います。個別事例の検討から地域課題を |
| | 導き、地域課題解消のための施策を展開することで地域 |
| | 包括ケア体制の深化・推進を図ります。 |
| 寝たきり老人等介護 | 要介護状態の方を自宅で介護する方に手当を支給するこ |
| 手当支給事業 | とで負担の軽減を図り、要介護認定者の在宅生活の継続 |
| | を支援します。 |
| | |

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------|---------------------------|
| 介護認定業務 | 出雲崎町は長岡市と認定審査会を合同設置しています。 |
| | 申請者に不利益とならないよう、要介護認定が遅延なく |
| | 行われるよう努めます。 |
| | また、適正で公平な認定が行われるように認定調査員の |
| | スキルを平準化するため、勉強会の開催やツールの活用 |
| | により確認調査項目について全国平均と大きな乖離がな |
| | いように努めます。 |
| 介護(介護予防)サ | 介護保険法で保険給付は「要介護状態等の軽減又は悪化 |
| ービス給付 | の防止に資するよう行う」とされており、また国民の努 |
| | 力義務として、要介護状態になった場合も「有する能力 |
| | の維持向上に努める」と明記されています。当町におい |
| | ても、利用者の意思決定のもと状態改善や重度化防止に |
| | つながるサービスが選択され、適切な量と質の介護サー |
| | ビスが提供されるようケアマネジャー、事業所を支援し |
| | ていきます。 |
| 給付適正化事業 | 利用者にとって適切な介護サービスを確保し、介護保険 |
| 【介護給付適正化計 | 制度を安定的に運営していくために、介護給付の適正化 |
| 画】 | に取り組みます。 |
| | ・適切かつ公平な要介護認定を行うため、認定調査は直 |
| | 営で実施することを基本としつつ、調査書類の全件確 |
| | 認により調査内容の適正化を図ります。 |
| | ・ケアマネジャー、地域包括支援センター職員に対して |
| | ケアマネジメント業務に必要な知識・技術を習得する |
| | ことができるよう「ケアプラン点検」と併せて研修を |
| | 実施します。また、住宅改修等を必要とする受給者の |
| | 訪問調査による実態確認や見積書の点検を通して必要 |
| | な生活環境の確保と給付の適正化を図ります。 |
| | ・ 介護給付の情報を活用することで、事業所による介 |
| | 護保険請求の誤りをチェックし、給付の適正化を図り |
| | ます。 |

柱③暮らし続けられるまち

- ・自助、互助、共助、公助がバランスよく連携している。
- ・必要なサービスが将来にわたって提供できる体制が整っている。

施策目標事業

高齢者虐待防止対策

高齢者の権利・利益 が擁護されている 成年後見制度利用促進事業〈福祉係〉※再掲

消費者行政〈町民課〉

緊急通報体制等整備事業【見直し】※再掲

災害や感染症への備 えができている 災害対策体制整備〈総務課〉

包括的支援事業 ※再掲 (ケアマネジメント支援含む)

在宅介護医療連携推進協議会

高齢者の多様な二一 ズに対し、多様な職 種や主体が連携し支 援している

生活支援体制整備事業協議体

支え合い体制推進事業〈社協(福祉係)〉 ※再掲

介護予防・生活支援サービス事業 ※再掲

介護人材が確保され、働き続けられる

介護職員等緊急確保対策事業費補助金

介護事業所運営指導·支援

✓ 介護保険料徴収〈町民課〉

サービス提供体制が 確保されている

介護事業者指定事務

介護保険事業運営委員会

少子高齢化が進むことにより、介護サービスの需要は減ることがない反面、 介護サービスの担い手となる人材の確保は厳しい状況が続くことが予測されま す。必要な人材の確保と現場の業務効率化による生産性の向上を図り、サービ スの持続可能な環境づくりを目指します。

また、近年では災害や感染症の発生による業務負担の増大も起こり得る状況のため、災害時の対応を事前に検討し、必要に備えます。

【関連する事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------|---------------------------|
| 高齢者虐待防止対策 | 養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止に |
| | 向けた体制を整備するとともに、養護者以外の者による |
| | 虐待やセルフネグレクト等の権利侵害の防止のために取 |
| | り組みます。 |
| | また、虐待防止の取り組みとして、ヤングケアラーなど |
| | 隠れた介護者への支援や、自身をケアラーと認識してい |
| | ない方に対してケアラーである気づきを促す支援等にも |
| | 取り組みます。 |
| 消費者行政 | 消費者トラブルなど高齢者を狙う犯罪から高齢者の生命 |
| | と財産を守るため、多機関が連携し対応する体制を整え |
| | ます。 |
| 災害対策体制整備 | 自然災害や感染症等の様々な状況に対し、柔軟な対応や |
| | 支援が求められています。住民の生活を守るため、町防 |
| | 災計画に基づき、地域ぐるみで防災体制の確立に取り組 |
| | みます。 |
| | (避難訓練・要援護者台帳の整備・自主防災組織等) |
| 在宅介護医療連携推 | 医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた場所で |
| 進協議会 | 最期まで自分らしく暮らし続けるには、医療・介護それ |
| | ぞれの関係者が本人の意思に寄り添って連携していく仕 |
| | 組みづくりが欠かせません。 |
| | いつか必ず訪れる人生の最終段階について、事前に考え |
| | て話し合う機会をも持つことや救急時の対応などの検討 |
| | も行っていきます。 |
| 生活支援体制整備事 | 高齢者の暮らしの中の多様な困りごとや不安に、地域、 |
| 業協議体 | 民間、行政などが協働で対応する仕組みを考え、その活 |
| | 動の継続を支援していくための話し合いを行います。 |

| 介護職員等緊急確保 | 事業所が行う介護人材の確保事業を支援します。 |
|-----------|----------------------------------|
| 対策事業費補助金 | 併せて、離職防止・定着支援を進めていく新潟県の施策 |
| | や制度の紹介を行います。 |
| 介護事業所運営指 | 介護事業所を対象に、生産性の向上や離職防止、収支改 |
| 導・支援 | 善など経営にかかわる課題解決のため、介護事業所への |
| | 伴走支援を行い、地域における質の高いサービスの安定 |
| | 供給を図ります。 |
| | また、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る |
| | ため、運営指導を実施します。著しい基準違反、介護報 |
| | 酬の不正請求及び不正の手段による指定申請等が疑われ |
| | る事業所に対しては、監査により速やかに事実確認を行 |
| | い、公正かつ適正な措置を採ることにより介護保険制度 |
| | への信頼維持及び利用者保護を図ります。 |
| 介護保険料徴収 | 介護保険事業に要する費用は 40 歳以上の被保険者から |
| | の保険料と国や自治体が負担する公費を財源としていま |
| | す。保険料は制度を支える大切な財源であるため所得段 |
| | 階に応じた保険料を徴収します。 |
| 介護事業者指定事務 | 町ではすでに電子申請システムを導入しており、国の標 |
| | - 準様式を用いることで、指定申請書類の作成に係る事務 |
| | 負担や複数市町村への申請の手間を軽減します。 |
| 介護保険事業運営委 | 保健・医療・福祉・地域の代表者で構成された委員会に |
| 員会 | おいて、出雲崎町の目指す地域包括ケア体制の整備のた |
| | め、介護保険事業運営や各施策について検討します。 |
| | |

7. 施設整備方針

本町の要介護認定者数は今後減少していく見込みであるため、町内に整備済みの事業所の町民利用率を高めることを基本方針とし、新たな施設整備は行わないこととします。

○広域型サービス

| 事業所名 | 特別養護老人ホームやすらぎの里 |
|--------|--|
| サービス種別 | 介護老人福祉施設 |
| 定員 | 100人 |
| 所在地 | 川西660番地1 |
| 事業の内容 | 要介護高齢者のための生活施設。入浴、排泄、食事等の 介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び 療養上の世話を行います。 |
| 事業者名 | 社会福祉法人 中越老人福祉協会 |

○地域密着型サービス

| 事業所名 | グループホームかめさんの家 |
|--------|---|
| サービス種別 | 認知症対応型共同生活介護 |
| 定員 | 9人 |
| 所在地 | 船橋 479 番地 2 |
| 事業の内容 | 認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的 な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。 |
| 事業者名 | 社会福祉法人 中越老人福祉協会 |

| 事業所名 | てつぞうの家 | | | |
|--------|---|--|--|--|
| サービス種別 | 小規模多機能型居宅介護 | | | |
| 定員 | 25人 | | | |
| 所在地 | 上中条 15 番地 2 | | | |
| 事業の内容 | 「通い」、「訪問」及び「泊り」を柔軟に利用できる在宅サービスです。住み慣れた地域にある1か所の施設で様々なサービスを受けられることから、利用する人が安心感を得やすく、サービス利用も柔軟にできるため、在宅生活の継続に有効なサービスです。 | | | |
| 事業者名 | 社会福祉法人 寿多摩院 | | | |

○介護保険事業対象外の施設サービス

| 事業所名 | ケアハウス出雲崎グレートヒルズ |
|--------|--|
| サービス種別 | 軽費老人ホーム |
| 定員 | 50人 |
| 所在地 | 上中条14番地4 |
| 事業の内容 | 身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安があり家族による援助を受けることが困難な人が入所し、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら自立した生活を送るための施設です。高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者の世帯が増加する中、「要介護認定は受けていないが一人暮らしが不安である」という高齢者等が主に利用しています。 |
| 事業者名 | 社会福祉法人 寿多摩院 |

8. 第 9 期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第 9 期計画期間の介護サービスの見込み量等については、要介護認定者(利用者数、サービスの利用実績)や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

(1) 主なサービスの見込み量

単位(人)

| | | 第8期実績 | | 第 9 期計画 | | | 将来推計 | | |
|---------|---------------|-------|----|---------|----|----|------|-----|-----|
| サービスの種類 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R12 | R22 |
| | 訪問介護 | 43 | 36 | 31 | 30 | 29 | 27 | 24 | 25 |
| | 訪問看護 | 12 | 11 | 16 | 16 | 16 | 14 | 15 | 15 |
| | 通所介護 | 90 | 82 | 80 | 79 | 78 | 75 | 71 | 69 |
| 在宅 | 通所リハヒ゛リテーション | 11 | 13 | 11 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 短期入所生活介護 | 48 | 43 | 43 | 43 | 42 | 42 | 40 | 38 |
| | 福祉用具貸与 | 91 | 84 | 78 | 70 | 64 | 60 | 69 | 66 |
| | 特定施設(有料老人ホーム) | 4 | 8 | 8 | 10 | 12 | 14 | 15 | 14 |
| 地域 | 小規模多機能 | 4 | З | 3 | 9 | 12 | 13 | 11 | 11 |
| 密着 | 認知症高齢者グループホーム | 8 | 9 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 介護老人福祉施設 | 46 | 45 | 47 | 53 | 57 | 60 | 48 | 44 |
| 施設 | 介護老人保健施設 | 34 | 29 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 34 |
| | 介護医療院等 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

- ・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込み量



(2) 介護保険給付費の見込み

① 介護給付費

単位(千円)

| | 令和 6 年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
|--------------|---------|---------|---------|--|--|--|
| 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 12,063 | 11,654 | 10,814 | | | |
| 訪問入浴介護 | 3,108 | 3,112 | 3,112 | | | |
| 訪問看護 | 7,129 | 7,138 | 6,275 | | | |
| 居宅療養管理指導 | 226 | 226 | 226 | | | |
| 通所介護 | 70,748 | 68,930 | 66,151 | | | |
| 通所リハビリテーション | 8,481 | 7,982 | 7,982 | | | |
| 短期入所生活介護 | 41,876 | 41,083 | 41,126 | | | |
| 短期入所療養介護(老健) | 2,176 | 2,179 | 2,179 | | | |
| 福祉用具貸与 | 10,796 | 9,719 | 9,060 | | | |
| 特定福祉用具購入費 | 461 | 505 | 505 | | | |
| 住宅改修費 | 771 | 771 | 771 | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 25,198 | 29,664 | 34,830 | | | |
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 20,961 | 27,157 | 28,386 | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 27,978 | 28,013 | 28,013 | | | |
| 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 171,846 | 185,393 | 195,298 | | | |
| 介護老人保健施設 | 136,956 | 136,128 | 136,128 | | | |
| 介護医療院 | 18,795 | 18,818 | 18,818 | | | |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 居宅介護支援 | 18,740 | 18,440 | 16,910 | | | |
| 合計 | 577,309 | 596,912 | 606,584 | | | |

② 予防給付費

単位(千円)

| | | | | 1 1 (113) |
|----|-----------------|---------|--------|-----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅 | サービス | | | |
| | 介護予防訪問看護 | 428 | 429 | 429 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 3,207 | 3,211 | 3,211 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 1,310 | 1,312 | 1,312 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 2,204 | 2,149 | 1,913 |
| | 特定介護予防福祉用具購入費 | 736 | 491 | 491 |
| | 介護予防住宅改修 | 1, 160 | 1, 160 | 1, 160 |
| 地域 | 密着型サービス | | | |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 377 | 377 | 377 |
| 介護 | 予防支援 | 2,133 | 2,082 | 2,082 |
| 合計 | | 11,555 | 11,211 | 10,975 |

③ 総給付費

単位(千円)

| | 令和 6 年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 介護給付費計 | 577,309 | 596,912 | 606,584 |
| 予防給付費計 | 11,555 | 11,211 | 10,975 |
| 総給付費 | 588,864 | 608,123 | 617,559 |

④ 地域支援事業費

単位(千円)

| | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和8年度 |
|------------------------|---------|---------|--------|
| 人类文件 口丛上江土垣纵人古兴 | 7410千皮 | 7747 千皮 | 7410千尺 |
| 介護予防·日常生活支援総合事業 | T | | |
| 訪問介護相当サービス | 6,000 | 6,500 | 6,500 |
| 訪問型サービス A | 0 | 0 | 0 |
| 通所介護相当サービス | 4,500 | 4,000 | 3,000 |
| 通所型サービス A | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| その他生活支援サービス | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防ケアマネジメント | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 介護予防把握事業 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防普及啓発事業 | 500 | 200 | 200 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 0 | 0 | 0 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 300 | 400 | 500 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) | 及び任意事業 | | |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) | 16,000 | 16,000 | 16,000 |
| 任意事業 | 130 | 130 | 130 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) | | | |
| 在宅医療·介護連携推進事業 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 生活支援体制整備事業 | 3,500 | 3,750 | 4,000 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | 40 | 40 | 40 |
| 認知症地域支援・ケア向上事業 | 2,250 | 2,500 | 2,750 |
| 認知症サポーター活動促進・地域づくり事業 | 60 | 60 | 60 |
| 地域ケア会議推進事業 | 500 | 500 | 500 |
| 合計 | 42,080 | 42,380 | 41,980 |

(3) 第9期計画の保険料の見込み

① 保険料基準額

第9期計画の保険料基準額の算定は以下の通りです。

単位(円)

| | 1 1- (: 5) |
|-----------------------------------|---------------|
| 標準給付費(A) | 1,913,802,857 |
| 総給付費 | 1,814,546,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 61,486,662 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 33,468,248 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 3,080,197 |
| 算定対象審査支払手数料 | 1,221,750 |
| 地域支援事業費(B) | 126,440,000 |
| 第 1 号被保険者負担分相当額(C) =((A)+(B))×23% | 469,255,857 |
| 調整交付金相当額(D) | 98,340,143 |
| 調整交付金見込額(E) | 175,822,000 |
| 市町村特別給付費等 | 0 |
| 財政安定化基金償還金 | 0 |
| 介護給付費準備基金取崩額(F) | 25,000,000 |
| 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G) | 5,900,000 |
| 保険料収納必要額(H) =(C)+(D)-(E)-(F)-(G) | 360,874,000 |
| 予定保険料収納率(I) | 99.80% |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数(J) | 5,022 |
| 第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 | |
| 保険料(K)(月額) | 6,000 |
| (K)=(H)÷(I)÷(J)÷12 か月 | |
| | |

② 保険料基準額の内訳

単位(円)

| 総給付費 | 5,650 |
|--------------|-------|
| その他給付費 | 380 |
| 地域支援事業費 | 483 |
| 市町村特別給付等 | -98 |
| 保険料収納必要額(月額) | 6,415 |
| 準備基金取崩額 | 415 |
| 基準保険料額(月額) | 6,000 |

③ 所得段階別保険料

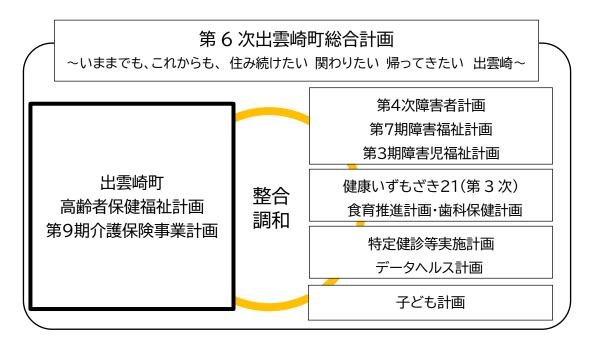
| 段階 | 住民税の 課税状況 | 前年の所 | 得状況など | 保険料率 | 年間保険料 | | |
|---------|-------------------|----------------------------|----------------------|---------------|--------------------|-------------|---------|
| | | 老齢福祉年金を | 受給している | | | | |
| 第1段階 | | 生活保護費を受 | 給している | 基準額 ×0.285 | 20,500円 | | |
| | 住民税非 | + ^ > = = | 80万円以下 | ^U. 20J | | | |
| 第2段階 | 課税世帯 | 本人の合計所 得金額と公的 年金等収入額 | 80 万円超 120 万円以下 | 基準額 ×0.485 | 34,900円 | | |
| 第3段階 | | の合計が | 120 万円超 | 基準額 ×0.685 | 49, 300円 | | |
| 第4段階 | 本人は非 課税、世 | 本人の合計所 得金額と公的 | 80万円以下 | 基準額 ×0.9 | 64,800円 | | |
| 第5段階 | 帯員に課 税者がい る | 年金等収入額の合計が | 80 万円超 | 基準額 6,000円 | 72,000円 | | |
| 第6段階 | | | 120 万円未満 | 基準額 ×1.2 | 86,400円 | | |
| 第7段階 | | | | | 120万円以上 210万円未満 | 基準額 ×1.3 | 93,600円 |
| 第8段階 | | | 210万円以上 320万円未満 | 基準額 ×1.5 | 108,000円 | | |
| 第9段階 | ★↓≒₩ | 本人の合計 | 320万円以上 420万円未満 | 基準額 ×1.7 | 122, 400円 | | |
| 第10段階 | 本人課税 | 所得金額が | 420 万円以上 520 万円未満 | 基準額 ×1.9 | 136,800円 | | |
| 第 11 段階 | | | 520 万円以上 620 万円未満 | 基準額 ×2.1 | 151, 200円 | | |
| 第 12 段階 | | | 620 万円以上 720 万円未満 | 基準額 ×2.3 | 165,600円 | | |
| 第13段階 | | | 720 万円以上 | 基準額 ×2.4 | 172,800円 | | |

9. 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に規定される「市町村老人福祉計画」、介護保険法に規定される「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また本計画は、「第 6 次出雲崎町総合計画」のもと、高齢者に対する保健福祉分野に関する町の指針をとりまとめるとともに、町の様々な個別計画と理念や施策の調和を保ちます。



(2) 計画期間

計画期間は、令和 6(2024)年度から令和8(2026)年度までの 3 か年とします。計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

| 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 3年度 | 4 年度 | 5 年度 | 6 年度 | 7年度 | 8年度 | 9 年度 | 10年度 | 11年度 |
| (2021) | (2022) | (2023) | (2024) | (2025) | (2026) | (2027) | (2028) | (2029) |
| 第 | 8期計画 | \supset | 第? | 9 期計画 | | 第 | 10 期計 | |

10. 第 9 期介護保険事業計画の策定体制

〇出雲崎町介護保険事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 出雲崎町における介護保険事業等の運営について、町民及び関係団体等が相互 に連絡協調し、総合的な事業運営を図るため、出雲崎町介護保険事業運営委員会(以下 「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
- (1) 介護保険事業の運営及び計画変更に関すること。
- (2) 老人福祉計画の変更に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

- 第3条 運営委員会は、委員12名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) その他必要と認められる者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長職務代理)

- 第5条 運営委員会に委員長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議のときは議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則略 平成 25 年 4 月 1 日施行

〇出雲崎町介護保険事業運営委員会委員名簿 (令和6年3月31日時点 敬称略)

| 氏名 | 所属·職種 | 代表区分 |
|-------|--------------------------------------|-----------------|
| 佐藤 テイ | | 被保険者代表 |
| 諸橋 憲男 | | 被保険者代表 |
| 小黒 淳 | | 被保険者代表 |
| 佐藤 毅 | 医師 | 医療関係代表者 |
| 本間 哲雄 | 歯科医師 | 医療関係代表者 |
| 磯部 芳江 | 出雲崎町社会福祉協議会 理事 | 福祉関係代表者 |
| 佐藤 正志 | 社会福祉法人中越老人福祉協会 特別養護老人ホームやすらぎの里 園長 | 介護サービス事業 代表者 |
| 多田 房子 | 社会福祉法人寿多摩院 理事 | 介護サービス事業 代表者 |
| 本多 瑞穂 | 特別養護老人ホームやすらぎの里 居宅介護支援事業所 管理者 | 介護サービス事業 代表者 |
| 遠藤幸子 | 出雲崎町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 管理者 | 介護サービス事業 代表者 |
| 加藤 修三 | 町議会副議長 | 公益代表委員 |
| 河崎 政則 | 民生児童委員協議会 会長 | 公益代表委員 |

○介護保険事業計画策定アドバイザー

一般財団法人 医療経済研究·社会保険福祉協会 医療経済研究機構制作推進部副部長 研究部 主席研究員 服部 真治

出雲崎町高齢者保健福祉計画·第 9 期介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)

令和 6 年 3 月

編集 出雲崎町 保健福祉課

発行 出雲崎町 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地 電話 0258-78-3311(代表)